

クリーニング所の構造設備及び管理の基準等

1 法令により義務付けられている構造設備、衛生措置等

- ① 業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- ② クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- ③ 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと
- ④ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること
- ⑤ 洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
- ⑥ 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物*を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

※消毒を要する洗たく物：次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの

- ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

- ⑦ 苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。(無店舗取次店の場合は、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布すること)

2 衛生管理要領に基づく衛生措置(厚生労働省の定めた指針)(主な内容の抜粋)

- ・ 隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- ・ 居室、台所、便所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分されていること。
- ・ 施設内、特に引火性溶剤の保管場所、作業所は、換気を十分にすること。特に、ドライクリーニング処理を行うクリーニング所については、大気汚染防止法等に留意し、環境汚染防止に努め、気化した有機溶剤の排気又は回収に配慮すること。
- ・ 施設内は、採光・照明を十分にすること。特に、受渡し場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300Lux 以上であることが望ましいこと。
- ・ 営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が以下に掲げる感染症にかかったときは、営業者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業員を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。
 - ア 結核
 - イ 感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)

※このほか、厚生労働省の「クリーニング所における衛生管理要領」を参考にしてください。